

(介護予防)訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1 施設の概要

(1) 事業者の名称	医療法人 三芳会
所在地	福岡県北九州市若松区小敷ひびきの一丁目10番1号
法人種別	医療法人
代表者	三根 浩一郎
電話番号	093-742-2000 FAX 093-742-2003
eメール	wakatohp@orange.ocn.ne.jp

(2) 事業所の概要

施設名	グリーンヒル若松 訪問リハビリテーション
開設年月日	令和5年12月1日
所在地	福岡県北九州市若松区小敷ひびきの一丁目10番1号
事業者番号	4056580071
管理者	金川 賢二
電話番号	093-742-0033 FAX 093-742-8918
eメール	greenhil@trust.ocn.ne.jp

(3) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(4) 運営の方針

- ① 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行います。
- ④ 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行います。
- ⑤ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑥ 当施設は、以下の場合を除いて正当な理由なくサービス提供を拒みません。
 - 1) 利用申込に応じきれない場合。
 - 2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難な場合。

2 事業所の職員体制

医師	1名	介護老人保健施設と兼務
理学療法士	1名以上	介護老人保健施設と兼務

3 職務内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、従業員の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うものとする。 また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリの方法についての指導・助言や利用者やその家族に対する療養上必要な事項の指導助言を行う。
理学療法士等	理学療法士等は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

4 営業日時

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時45分～午後5時15分
休日	土曜、日曜、祝日、盆休(8/15～8/14)、年末年始(12/31～1/3)

5 サービスの実施地域

北九州市若松区、※北九州市八幡西の一部区、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡岡垣町

※ 北州市八幡西の一部区とは片道およそ12km(自動車で30分)程度で訪問可能な地域。

6 苦情対応について

利用者及びご家族様からの相談または苦情等に対応する窓口を常設し、相談担当者を置いています。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

連絡先	電話(093)742-0033 FAX(093)742-8918 eメールgreenhil@trust.ocn.ne.jp
対応時間	平日 8:45～17:15
担当者	事務長 相牟田 修士 支援相談員 木下 美樹恵、永島 妃奈子

苦情・相談は、北九州市各区役所の他、各自治体の介護保険担当でも受け付けています。

若松区	093-761-4046(直通)
八幡西区	093-642-1446(直通)
遠賀郡芦屋町	福祉課 高齢者支援係 093-223-3536(直通)
遠賀郡水巻町	福祉課 高齢者支援係 093-201-4321(代表)
遠賀郡遠賀町	福祉課 福祉高齢者支援係 093-293-1234(代表)
遠賀郡岡垣町	長寿あんしん課 長寿支援係 093-282-1211(代表)

苦情窓口	電話番号
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険係・ 介護サービス相談係	092-642-7859

7 円滑かつ迅速に苦情情報を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、ただちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- ② 担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともにその指示を受け速やかに相談事項の処理を行います。
- ③ 管理者が、必要があると判断した場合は、検討会議(管理者を長とし、医師、事務長、支援相談員、看護師長、リハビリ職員、介護支援専門員、以上で構成)を行います。
- ④ 検討の結果、翌日までには具体的な対応を行います。
- ⑤ 苦情の内容によっては、関係機関(保健所・福祉事務所等)に報告を行います。
- ⑥ 処理結果等を職員全員に対し朝礼等で報告するとともに、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促します。
- ⑦ 記録を台帳に保管し、研修会の際に活用するなど再発を防ぐために役立てます。

8 事故発生の防止及び発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、保健所及び市町村等関係機関に連絡を行うとともに、別途定める事故防止のための指針にのっとり措置を行います。

9 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画にもとづき設置して非常災害対策を行います。

また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置します。

- ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- ④ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

10 ハラスメント対策の強化

当施設は、男女雇用機会均等法とうにおけるハラスメント対策への取組を行うこととします。

又、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメント行為に起因する問題が生じた場合に、適切に対処するための措置に関する必要な事項を「ハラスメント防止規定」を別に定めています。

また、利用者や家族等から当事業所職員等に対して、面談時やサービス提供時などにおいて暴言や暴力脅迫行為、ハラスメント行為及びそれに類する行為があった場合には厳正に対処するとともに、事業所は契約を解除することができるものとします。

11 高齢者虐待防止の推進

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を防止するため、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずることとします。

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための指針及びマニュアルの整備、担当者の設置
- ② 虐待の発生又はその再発を防止するための検討委員会の開催及び介護職員その他の従業者への周知徹底
- ③ 虐待の発生又はその再発を防止するための定期的な研修会の実施

12 サービスの利用にあたっての留意事項

- ① サービス提供の際、理学療法士等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ② 理学療法士等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- ③ 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13 地域単価

北九州市		
7級地	1単位あたり	10.17円

14 利用料金

※加算項目は、対象者のみに加算されます。

※1円未満の端数計算により誤差を生じる場合があります。

(1) 訪問リハビリテーション

項目	金額			算定単位	
	負担 1割	負担 2割	負担 3割		
基本サービス費	訪問リハビリテーション費	313	627	940	308/回
加算項目	高齢者虐待防止措置未実施減算	-3	-6	-9	-3/回
	業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に、継続的にサービスを提供するための業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。			
	短期集中リハビリテーション実施加算	204	407	611	200/日
	リハビリテーションマネジメント加算1	183	366	549	180/月
	リハビリテーションマネジメント加算2	217	434	650	213/月
	リハビリテーションマネジメント加算3	274	549	823	270/月
	認知症短期集中リハビリテーション加算	244	488	732	240/日
	口腔連携強化加算	51	102	153	50/月1回限度
	計画診療未実施減算	-51	-102	-153	-50/回
	退院時共同指導加算	611	1,221	1,831	600/回
	移行支援加算	18	35	52	17/日
	サービス提供体制強化加算 I	7	13	19	6/回
サービス提供体制強化加算 II	3	6	9	3/回	

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

項目		金額			算定単位
		負担 1割	負担 2割	負担 3割	
基本サービス費	介護予防訪問リハビリテーション費	606	1,212	1,819	298/回
加算項目	高齢者虐待防止措置未実施減算	-3	-6	-9	-3/回
	業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に、継続的にサービスを提供するための業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。			
	短期集中リハビリテーション実施加算	204	407	611	200/日
	口腔連携強化加算	51	102	153	50/月1回限度
	計画診療未実施減算	-51	-102	-153	-50/回
	12ヶ月超減算	-31	-61	-92	-30/回
	退院時共同指導加算	611	1,221	1,831	600/回
	サービス提供体制強化加算 I	7	13	19	6/回
	サービス提供体制強化加算 II	3	6	9	3/回

(3) 加算項目概要 (対象者のみに加算されます)

訪問リハビリテーション

項目	内容
訪問リハビリテーション費	① 訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金。 ② 週に6回を限度。(退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対し、医師の指示に基づき継続してリハビリテーションを行う場合は週12回まで算定可能)。
虐待防止未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に、継続的にサービスを提供するための業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算されます。

項目	内容
リハビリテーションマネジメント加算 イ	<p>① 事業所の医師、理学療法士等、その他の職種が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。</p> <p>② 事業所の医師が、理学療法士等に対し、利用者のリハビリテーションの目的に加え、「リハビリテーション開始前や実施中の留意事項」、「やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準」、「リハビリテーションにおける利用者に対する負荷」等のうち、いずれか1つ以上の指示を行うこと。</p> <p>③ 医師、または指示を受けた理学療法士等が、指示の内容が上記の基準に適合することが明確にわかるように記録すること。リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録すること。</p> <p>④ リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した理学療法士等が、利用者またはその家族に説明し、同意を得るとともに、説明した内容等を医師へ報告すること。</p> <p>⑤ 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じてリハビリテーション計画を見直し、事業所の理学療法士等が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションの専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法、日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。</p> <p>⑥ 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の理学療法士等が、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所の従業者と利用者の居宅を訪問し、従業者に対し、リハビリテーションに関する ・専門的な見地から介護の工夫に関する指導と日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・事業所の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問し、利用者の家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から介護の工夫に関する指導と日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・上記の要件を満たしていることを確認し、記録すること。
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	<p>① リハビリテーションマネジメント加算(イ)の算定要件を満たしていること。</p> <p>② 利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を「LIFE」を用いて提出し、フィードバック情報等を活用していること。</p>
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	<p>訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合：(上記に加えて)270単位を月に1回算定。</p>
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	<p>認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士等が、その退院・退所日または訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。</p>

項目	内容
口腔連携強化加算	<p>① 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施すること。</p> <p>② 利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価の結果を情報提供すること。</p> <p>③ 利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p>④ 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 ・当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、歯科医師または歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 ・当該事業所以外の訪問介護事業所または他の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。
計画診療未実施減算	<p>訪問リハビリテーションを実施するにあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算されます。</p>
退院時共同指導加算	<p>① 病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行うこと。</p> <p>② 退院時共同指導の内容を記録すること。</p>
移行支援加算	<p>① 評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、ADLやIADLの向上により通所介護等へ移行した者の割合が、5%を超えていること。</p> <p>② 評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、訪問リハビリテーション終了者に対して、通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。</p> <p>③ 訪問リハビリテーションの回転率「12月÷平均利用月数」が25%であること。</p> <p>④ リハビリテーション終了者が通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。</p>

項目	内容
サービス提供体制強化加算 I	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者が1人以上配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 II	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。

(4)加算項目概要（対象者のみに加算されます）

介護予防訪問リハビリテーション

項目	内容
介護予防訪問リハビリテーション費	① 訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金。 ② 1週に6回を限度(退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対し医師の指示に基づき継続してリハビリテーションを行う場合は週12回まで算定可能)算定。
虐待防止未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に、継続的にサービスを提供するための業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
口腔衛生管理体制加算(1月に1回限り)	訪問リハビリテーションの算定要件に準じる。
計画診療未実施減算	訪問リハビリテーションの算定要件に準じる。
12ヶ月超減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合に減算する。
退院時共同指導加算	訪問リハビリテーションの算定要件に準じる。
サービス提供体制強化加算 I	訪問リハビリテーションの算定要件に準じる。
サービス提供体制強化加算 II	訪問リハビリテーションの算定要件に準じる。

15 介護保険給付対象外サービス(実費自己負担)

項目	内容	金額／1日
口座振替手数料	サービス利用料を銀行振替ご希望の場合は、振替手数料をご負担いただきます。 ①域内(福岡、佐賀、長崎)の提携金融機関の場合 ※北九州銀行を除く ②域外(ゆうちょ銀行を含む全国の提携金融機関)の場合	①150円(税抜) ②160円(税抜)

付則

令和5年12月施行

令和6年6月施行

令和6年12月施行